○内閣府令第

号

金融 商品取引法 (昭和二十三年法律第二十五号) 第百九十三条の規定に基づき、 財務諸表等の用語、 様式

及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

財務諸表等の用語、 様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令

(財務諸表等の用語、 様式及び作成方法に関する規則の一部改正)

第一条 財務諸表等の用語、 様式及び作成方法に関する規則 (昭和三十八年大蔵省令第五十九号)の一部を

次のように改正する。

次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定

	備考 表中の []の記載は注記である。
[20 69 同上]	[20~69 略])の額の合計額をいう。
	値の変動のリスクが低い短期的な投資をいう。同章において同じ。 。)及び現金同等物(容易に換金することが可能であり、かつ、価
	段等取引業者が取り扱うものに限る。)を含む。同章において同じ該当するものにあつては同法第二条第十二項に規定する電子決済手
いう。第五章において同じ。)の合計額をいう。とが可能であり、かつ、価値の変動のリスクが低い短期的な投資を	い、電子決済手段等取引業者に関する内閣府令(令和五年内閣府令)第五十九号)第二条第五項第一号から第三号までに掲げるものをい
第五章にお	及び電子決済手段(資金決済に関する法律(平成二十一年法
他預金者が一定の期間を経ることなく引き出すことができる預金を	金その他預金者が一定の期間を経ることなく引き出すことができる
の規則	前項及
資金の曽加又は咸少をいう。 1 20 20 20 20 20 20 20	咸少をいう。 この規則はおいて「ヨュニミュ・フェー」とは
	8 こり見川こおいて「キャツノユ・フュー」には、資金り曽川又は「2~1.略」
第八条 [同上]	第八条 [略]
(定義)	(定義)
改正前	改 正 後

(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正)

第二条 連結財務諸表の用語、 様式及び作成方法に関する規則 (昭和五十一年大蔵省令第二十八号) の一部

を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定

[十五~六十 同上]	[十五~六十 略]
	の合計額をいう。
	のリスクが低い短期的な投資をいう。同章において同じ。)の額
	金同等物(容易に換金することが可能であり、かつ、価値の変動
	取り扱うものに限る。)を含む。第五章において同じ。)及び現
	つては同法第二条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者が
	条第一項第五号に規定する外国電子決済手段に該当するものにあ
おいて同じ。)の合計額をいう。	引業者に関する内閣府令(令和五年内閣府令第四十八号)第三十
かつ、価値の変動のリスクが低い短期的な投資をいう。第五章に	項第一号から第三号までに掲げるものをいい、電子決済手段等取
て同じ。)及び現金同等物(容易に換金することが可能であり、	金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二条第五
を経ることなく引き出すことができる預金を含む。第五章におい	を経ることなく引き出すことができる預金及び電子決済手段(資
十四 資金 現金(当座預金、普通預金その他預金者が一定の期間	十四 資金 現金(当座預金、普通預金その他預金者が一定の期間
いう。	
十三 キャッシュ・フロー 次号に規定する資金の増加又は減少を	十三 キャッシュ・フロー 資金の増加又は減少をいう。
[一~十二 同上]	[一~十二 略]
	各号に定めるところによる。
号に定めるところによる。	第二号を除く。) において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該
第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各	第二条 この規則(第十四号に掲げる用語にあつては、第一条第三項
(定義)	(定義)
改正前	改正後

(中間財務諸表等の用語、 様式及び作成方法に関する規則の一部改正)

第三条 中間財務諸表等の用語、 様式及び作成方法に関する規則 (昭和五十二年大蔵省令第三十八号)の一

部を次のように改正する。

次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定

[六~三十七 同上]	[六~三十七 略]
	条及び第七十三条において同じ。)の額の合計額をいう。
	かつ、価値の変動のリスクが低い短期的な投資をいう。第七十一
	て同じ。)及び現金同等物(容易に換金することが可能であり、
	り扱うものに限る。) を含む。第七十一条及び第七十三条におい
<u>~~</u>	ては同法第二条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者が取
いう。	第一項第五号に規定する外国電子決済手段に該当するものにあつ
【 をいう。第七十一条及び第七十三条において同じ。)の合計額を	業者に関する内閣府令(令和五年内閣府令第四十八号)第三十条
- とが可能であり、かつ、価値の変動のリスクが低い短期的な投資	第一号から第三号までに掲げるものをいい、電子決済手段等取引
第七十三条において同じ。)及び現金同等物(容易に換金するこ	決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二条第五項
- 経ることなく引き出すことができる預金を含む。第七十一条及び	経ることなく引き出すことができる預金及び電子決済手段(資金
五 資金 現金(当座預金、普通預金その他預金者が一定の期間を	五 資金 現金(当座預金、普通預金その他預金者が一定の期間を
う。	
四 キャッシュ・フロー 次号に規定する資金の増加又は減少をい	四 キャッシュ・フロー 資金の増加又は減少をいう。
[一~三 同上]	[一~三 略]
	該各号に定めるところによる。
1 第二条の二 [同上]	第二条の二 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当
(定義)	(定義)
改 正 前	改 正 後

(中間連結財務諸表の用語、 様式及び作成方法に関する規則の一部改正)

第四条 中間連結財務諸表の用語、 様式及び作成方法に関する規則 (平成十一年大蔵省令第二十四号)の一

部を次のように改正する。

次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定

	備考 表中の []の記載は注記である。
[十二~四十二 同上]	[十二~四十二 略]
	四条及び第八十六条において同じ。)の額の合計額をいう。
	、かつ、価値の変動のリスクが低い短期的な投資をいう。第八十
	いて同じ。)及び現金同等物(容易に換金することが可能であり
	取り扱うものに限る。)を含む。第八十四条及び第八十六条にお
	っては同法第二条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者が
をいう。	条第一項第五号に規定する外国電子決済手段に該当するものにあ
資をいう。第八十四条及び第八十六条において同じ。)の合計額	引業者に関する内閣府令(令和五年内閣府令第四十八号)第三十
ことが可能であり、かつ、価値の変動のリスクが低い短期的な投	項第一号から第三号までに掲げるものをいい、電子決済手段等取
び第八十六条において同じ。)及び現金同等物(容易に換金する	金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二条第五
を経ることなく引き出すことができる預金を含む。第八十四条及	を経ることなく引き出すことができる預金及び電子決済手段(資
十一 資金 現金(当座預金、普通預金その他預金者が一定の期間	十一 資金 現金(当座預金、普通預金その他預金者が一定の期間
う。	
十 キャッシュ・フロー 次号に規定する資金の増加又は減少をい	十 キャッシュ・フロー 資金の増加又は減少をいう。
[一~九 同上]	[一~九 略]
	号に定めるところによる。
第二条 [同上]	第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各
(定義)	(定義)
改正 前	改 正 後

- 11	-	

(四半期財務諸表等の用語、 様式及び作成方法に関する規則の一部改正)

第五条 四半期財務諸表等の用語、 様式及び作成方法に関する規則 (平成十九年内閣府令第六十三号)の一

部を次のように改正する。

次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定

備考 表中の [] の記載は注記である。	[十~四十二 略]	条及び第七十七条において同じ。)の額の合計額をいう。	かつ、価値の変動のリスクが低い短期的な投資をいう。第七十五	て同じ。)及び現金同等物(容易に換金することが可能であり、	り扱うものに限る。)を含む。第七十五条及び第七十七条におい	ては同法第二条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者が取	第一項第五号に規定する外国電子決済手段に該当するものにあっ	業者に関する内閣府令(令和五年内閣府令第四十八号)第三十条	第一号から第三号までに掲げるものをいい、電子決済手段等取引	決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二条第五項	経ることなく引き出すことができる預金及び電子決済手段(資金	九 資金 現金(当座預金、普通預金その他預金者が一定の期間を		八 キャッシュ・フロー 資金の増加又は減少をいう。	[一~七 略]	に定めるところによる。	第三条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号	(定義)	改 正 後
	[十~四十二 同上]						いう。	をいう。第七十五条及び第七十七条において同じ。)の合計額を	とが可能であり、かつ、価値の変動のリスクが低い短期的な投資	第七十七条において同じ。)及び現金同等物(容易に換金するこ	経ることなく引き出すことができる預金を含む。第七十五条及び	九 資金 現金(当座預金、普通預金その他預金者が一定の期間を	う。	八 キャッシュ・フロー 次号に規定する資金の増加又は減少をい	[一~七 同上]		第三条 [同上]	(定義)	改正前

-	14	-	

(四半期連結財務諸表の用語、 様式及び作成方法に関する規則の一部改正)

第六条 四半期連結財務諸表の用語、 様式及び作成方法に関する規則 (平成十九年内閣府令第六十四号) の

一部を次のように改正する。

次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定

改 正 後	改正前
(定義)	(定義)
第二条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号	第二条 [同上]
に定めるところによる。	
[一~十二 略]	[一~十二 同上]
十三 キャッシュ・フロー 資金の増加又は減少をいう。	十三 キャッシュ・フロー 次号に規定する資金の増加又は減少を
	いう。
十四 資金 現金(当座預金、普通預金その他預金者が一定の期間	十四 資金 現金(当座預金、普通預金その他預金者が一定の期間
を経ることなく引き出すことができる預金及び電子決済手段(資	を経ることなく引き出すことができる預金を含む。第八十五条及
金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二条第五	び第八十七条において同じ。)及び現金同等物(容易に換金する
項第一号から第三号までに掲げるものをいい、電子決済手段等取	ことが可能であり、かつ、価値の変動のリスクが低い短期的な投
引業者に関する内閣府令(令和五年内閣府令第四十八号)第三十	資をいう。第八十五条及び第八十七条において同じ。)の合計額
条第一項第五号に規定する外国電子決済手段に該当するものにあ	をいう。
っては同法第二条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者が	
取り扱うものに限る。)を含む。第八十五条及び第八十七条にお	
いて同じ。)及び現金同等物(容易に換金することが可能であり	
、かつ、価値の変動のリスクが低い短期的な投資をいう。第八十	
五条及び第八十七条において同じ。)の額の合計額をいう。	
[十五~四十七 略]	[十五~四十七 同上]
備考 表中の [] の記載は注記である。	

この府令は、

附

則